

2019年7月1日

役職員旅費規程の補足（内規）

自家用車使用の場合の使用料として、業務執行理事の承認を得た場合に限り、下記内容で車両使用料及び交通費を支給する事に致します。

【内 容】

1. 役職員旅費規程 第5条5項に準ずる。
2. 支給金額は1km/30円とし、会社を起点とした往復距離を乗じた金額とする。
(但し、上記金額には、車両使用料、ガソリン代等を含む)
3. 交通事故及び災害に遭遇した場合には、会社と個人の間で、真摯に話し合い解決する。

当内規は、役職員旅費規程を補足するものであり、業務執行理事の判断で、運用上で対処していく。

業務執行理事 遠藤